

中央市建設工事総合評価落札方式試行要領

令和2年4月

中 央 市

中央市建設工事総合評価落札方式試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事の請負契約において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の10の2(第167条の12第4項及び第167条の13において準用する場合を含む。)の規定に基づき、価格及びその他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式(以下「総合評価落札方式」という。)を試行的に実施する場合の方法について、別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価落札方式により入札を行う工事(以下「対象工事」という。)は、一般競争入札及び指名競争入札に該当する工事で、次に該当するものから選定するものとする。

(1) 公共工事の品質を確保するため、入札参加者の施工能力、社会性等と入札価格を総合的に評価することが妥当であると認められる工事

(2) その他総合評価落札方式によることが適当であると認められる工事

(総合評価落札方式の選定)

第3条 総合評価落札方式により入札を行う場合は、当該工事の規模、難易度及び特性等に応じて、次に掲げる方式のいずれかによるものとする。ただし、3千万円未満の工事については、原則として特別簡易型によるものとする。

(1) 特別簡易型 技術的な工夫の余地が小さい小規模で一般的な工事について、施工実績、配置予定技術者、技術的能力、社会性及び入札価格を総合的に評価するもの

(2) 簡易型 技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事について、前号に掲げる事項のほか施工計画等についての工夫を技術提案として求めるもの

(総合評価の方法)

第4条 総合評価落札方式で定める評価の方法については、別記に定める「落札者決定基準」によるものとする。

(建設工事技術審査会)

第5条 総合評価落札方式による入札執行の事務について審査するため、中央市建設工事技術審査会(以下「技術審査会」という。)を置く。

2 技術審査会は、副市長、政策秘書課長、総務課長、管財課長、建設課長、都市計画課長、水道課長、下水道課長、産業課長及び工事検査監の職にある者をもって構成し、会長は副市長とする。

3 技術審査会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総合評価落札方式を行うことの適否の審査
- (2) 総合評価落札方式における落札者決定基準の審査
- (3) 入札参加者から提出される技術資料等に関する審査及び評価
- (4) その他総合評価落札方式による入札に必要な事項の審査
(入札方法及び審査)

第6条 市長は、総合評価落札方式により入札を行おうとするときは、この要領により実施するものとし、あらかじめ実施対象工事の適否及び落札者決定基準について技術審査会の審査を受けるものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第7条 市長は、政令第167条の10の2第4項の規定に基づき落札者決定基準を定めようとするときは、学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

2 市長は、政令第167条の10の2第5項の規定に基づき、前項の意見聴取時に落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があると意見が述べられた場合は、落札者を決定しようとするときに、学識経験者の意見を聴かなければならない。

3 学識経験者の意見聴取は、当分の間、山梨県が設置する山梨県総合評価委員会（以下「評価委員会」という。）に対し様式第1号あるいは必要に応じて様式第2号により行うものとする。

4 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の4の規定に基づき、意見を聴くときは、学識経験者2名以上から意見を聴くものとする。

(実施対象工事の適否及び落札者決定基準)

第8条 市長は、実施対象工事の適否及び落札者決定基準について、前条の意見を聴いた後に決定するものとし、必要に応じて技術審査会の審査に付するものとする。

(価格以外の評価結果の公表と疑義照会)

第9条 市長は、価格以外の評価点を算定後、技術審査会の審査に付し、評価値等の評価結果について閲覧等により公表するものとする。

2 入札参加者は、前項により公表された日から3日以内に、自らの評価点について様式第3号により疑義の照会をすることができるものとする。

3 市長は、前項の照会があったときは、様式第4号により回答するものとし、必要に応じて技術審査会の審査に付するものとする。

4 前項の規定において、価格以外の評価値を修正した場合は、修正した結果について閲覧等により公表するものとする。

(落札予定者の決定方法)

第10条 落札予定者の決定は、落札者決定基準の他、次の方法によるものとする。

(1) 入札参加者のうち、次の要件を満たす者を審査対象とするものとする。

ア 価格以外の評価を行うために必要な資料(別に示す「入札参加資格確認資料作成要領」に定められた様式)を提出した者

イ 入札書が無効でない者

(2) 入札書の開札は、価格以外の評価値が決定した後に行うものとする。

(3) 落札予定者は、総合評価値の最も高い者とする。ただし、総合評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、くじにより決定するものとする。

(落札者の決定)

第11条 市長は、落札者を決定しようとするときは、技術審査会の審査に付して決定するものとする。この場合において、第7条第2項の規定による意見聴取の必要がある場合は、あらかじめ評価委員会の意見を聴くものとする。

2 前項により落札者が決定したときは、その結果を閲覧等により公表するものとする。

(入札参加者への周知)

第12条 市長は、入札参加者に対し指名通知又は入札公告により次の事項を周知するものとする。

(1) 総合評価落札方式を採用していること。

(2) 入札参加資格確認資料作成要領に定められたすべての様式を提出すること。

(3) 価格以外の評価点の評価項目及びその配点に関すること。

(4) 落札者の決定方法に関すること。

(5) 総合評価に関する審査結果が公表されること。

(6) 価格以外の評価点について疑義の照会ができること。

(資料の提出)

第13条 入札参加者は、前条第2号の資料を入札参加資格確認資料の提出時にすべて提出しなければならない。

(施工計画の保護)

第14条 提案された施工計画については非公表とし、技術提案の特定以外に提案者に無断で使用しないものとするが、以後の工事において、その提案内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する場合については、この限りでない。

(総合評価に係わる資料の作成費用)

第15条 入札参加者が総合評価に係わる資料の作成に要した一切の費用は、入札参加者の負担とする。

(価格以外の評価内容の履行の確保)

第16条 総合評価技術資料(入札参加資格確認資料作成要領に定める様式のうち施工計画に関する資料をいう。)で提出した内容が履行できなかった場合は、工事

完成時の成績評定において減点するものとし、工事の適正な履行の確保及び評価を行うものとする。

2 市長は、総合評価に関して提出した資料等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があったと認められるときは、契約の解除又は指名停止等の措置を講じることができるものとする。

(入札実施における特例)

第17条 この要領に基づき入札を行うときは、他の要領等の規定にかかわらず、次のとおり実施するものとする。

(1) 申請書及び資料は、指定された場所へ持参により提出すること。ただし、やむを得ない事由により市長の承諾を得て別途提出する場合は、別に示す受付期間及び受付場所に持参するものとし、郵便及び電信等による送付によるものは受付けない。

(2) 低入札価格調査制度を適用する。

(秘密の保持)

第18条 総合評価に関する審査結果を除き、この要領に基づき入札参加者から提出された資料等は、公表しない。

(その他)

第19条 市長は、本要領の執行に関して疑義が生じた場合は、技術審査会において協議し対応するものとし、必要に応じて評価委員会の意見を聴くものとする。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別記 「落札者決定基準」

入札参加者は「価格」及び、「企業の技術力」、「企業の信頼性、社会性」をもって入札に参加し、次の①、②及び③の要件に該当する者のうち、総合評価により得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

- ① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 評価値が、標準点を予定価格で除した数値(「基準評価値」)に対して下回らないこと。なお、標準点は100点とする。

$$\text{基準評価値} = \text{標準点} / \text{予定価格} \times 100,000,000$$

- ③ 入札金額が調査基準価格を下回った者は次の要件を満たしていること。
 - ③-1 評価点数の合計が参加者全員の平均点の2分の1を下回らないこと。
 - ③-2 中央市低入札価格調査実施要領(平成30年中央市訓令第2号)に基づく調査をし、その結果、適合した履行がされると認められること。

(1) 総合評価の方法

- 1) 技術評価の「標準点」を100点とし、「加算点の満点」は10点～30点を基本とするが必要に応じて工事ごとに定める。
- 2) 「加算点」の算出方法は、下記「1」「2」の評価項目ごとに(2) 評価の基準に基づき評価をおこなった結果、評価項目ごとの得点合計の最高の者に工事ごとに定めた満点を与え、他の者はそれぞれの「評価点数の合計値」に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。

$$\text{加算点} = (\text{評価点数の合計値} / \text{評価項目ごとの得点合計の最高点数}) \times \text{満点}$$

※加算点、評価値は小数第3位まで表示

「1」 企業の技術力について

「2」 企業の信頼性社会性

- 3) 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と、上記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもつて行う。

$$\text{評価値} = \{(\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札価格}\} \times 100,000,000$$

(2) 評価の基準

簡易型の施工計画は下表5項目から1～3項目を選択し、3項目選択した場合は()

内の数値を用いる。特別簡易型は施工計画を選択しない。

施工計画以外の項目は特別簡易型、簡易型共通とし、工事の特性、公告においての必須要件を踏まえて選択する。

「1」企業の技術力について

評価項目	評価基準	評価点数
施工計画(※1)		
1 工程管理に係わる技術的所見 「〇〇に係る技術的所見」	工程管理が適切であり、工程上重要な項目が記載され工夫が見られる	10 (7)
	工程管理が適切であり、工夫が見られる	5 (4)
	工程管理が適切である	0 (0)
	未記入又は不適切である	欠格
2 品質管理に係わる技術的所見 「〇〇の品質管理について」	品質の確認方法、管理方法が現地条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され工夫が見られる	10 (7)
	品質の確認方法、管理方法が現地条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	5 (4)
	品質の確認方法、管理方法が現地条件を踏まえ適切である	0 (0)
	未記入又は不適切である	欠格
3 施工上の課題に対する技術的所見 「〇〇の対策について」	課題に対して、現地条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され工夫が見られる	10 (7)
	課題に対して、現地条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	5 (4)
	課題に対して、現地条件を踏まえ適切である	0 (0)
	未記入又は不適切である	欠格
4 安全管理に留意すべき事項 「〇〇に留意すべき〇〇」	留意事項が現地条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され工夫が見られる	10 (7)
	留意事項が現地条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	5 (4)
	留意事項が現地条件を踏まえ適切である	0 (0)
	未記入又は不適切である	欠格
5 施工上配慮すべき事項	配慮事項が現地条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され工夫が見られる	10 (7)

「〇〇に配慮すべき〇〇」	配慮事項が現地条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	5 (4)
	配慮事項が現地条件を踏まえ適切である	0 (0)
	未記入又は不適切である	欠格
配置予定技術者の能力(※2)		
6 資格	1 級土木施工管理技士等または技術士	1
	上記以外の工事施工等に係わる資格	0
7 同種工事の施工経験(※3)	主任技術者(監理技術者)として、同種工事の実績あり	2
	担当技術者として、同種工事の実績あり	1
	その他	0
8 優良工事技術者表彰(※4)	表彰の実績 あり	1
	表彰の実績 なし	0
9 工事成績(※5) 工事成績評定点の平均点 (中央市発注工事)	75 点以上	2
	70 点以上 75 点未満	1
	70 点未満(成績実績なし)	0
企業の施工実績		
10 同種工事の施工実績(※3)	中央市又は県・国・公団等の同種工事の実績	2
	他市町村・公営企業等の同種工事の実績	1
	その他	0
11 工事成績(※5) 当該工種での工事成績評 定点の平均点(中央市発注 工事)	80 点以上	4
	75 点以上 80 点未満	2
	70 点以上 75 点未満	1
	70 点未満(成績実績なし)	0
	※過去 2 年間連続平均点が 60 点未満又は前年度以降において 55 点未満の工事成績がある者	-2
12 優良工事表彰の有無(※4)	特別表彰あり	3
	表彰あり(特別表彰との重複はしない)	1
	表彰の実績なし	0
13 事故及び不誠実な行為(※6)	指名停止(3 ヶ月以上)	-4
	指名停止(1 ヶ月以上 3 ヶ月未満)	-2
	指名停止(1 ヶ月未満)	-1

14 品質管理・環境マネージメントシステムの取り組み状況	ISO9001 又は 14001 の認証を取得済み	1
	認証を未取得	0

「2」 企業の信頼性社会性(※7)

評価項目	評価基準	評価点数
地域精通度(※8)		
1 地理的条件(企業)	施工実績あり	1
	施工実績なし	0
2 地理的条件(技術者)	施工実績あり	1
	施工実績なし	0
地域貢献度		
3 災害協定の締結(※9)	協定の締結あり	1
	協定の締結なし	0
4 地域貢献の実績(ボランティア活動・労働福祉等)	活動実績あり	1
	活動実績なし	0

- ※1 工事内容により評価項目を適宜選択するものとする。
 施工計画の評価項目は、2項目又は3項目を指定する。3項目指定した場合は()内の数値を用いる。
- ※2 配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者とすることができる。この場合、審査資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとし、配置予定技術者の評価点は、最も低い評価を受けたものをもって算定する。
- ※3 同種工事の実績は 年4月以降当該年度の完成・引渡し済の実績を対象とする。
- ※4 中央市の優良工事技術者表彰及び優良工事表彰は過去3ヶ年度及び当該年度において工種を問わず表彰実績があれば対象となる。
- ※5 工事成績評定点の平均点は、過去3ヶ年度に完成したもの及び当該年度においては工事の完成検査日が公告日の前々月の月末までのものを用いるものとする。
 配置予定技術者の工事成績は、主任技術者(監理技術者)として最終登録された工事を対象とする。
 企業の工事成績は、入札参加資格とした工事の業種(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に掲げる業種)と同一業種の工事成績を対象とする。
- ※6 事故及び不誠実な行為の期間は、前年度及び当該年度の審査日までとする。
 複数回ある場合は、合計日数とする。また、期間が前々年度から前年度にまたがっている場合は対象年度の期間だけではなく、全ての期間が対象となる。
- ※7 企業の信頼性社会性の評価項目は、必要なものを選択する。
 選択された評価項目は実績があれば全て加点対象となるので必要な書類を添付すること。

実績が確認できない場合は加点とならないので注意すること。

※8 地域精通度については近隣地域で 年4月以降当該年度の完成・引渡し済の実績を対象とする。

※9 災害協定の締結は中央市と災害時における応急対策業務の協定の締結をいう。

様式第 1 号(第 7 条関係)

第 号
年 月 日

学識経験を有する者 様

中央市長

印

総合評価落札方式による発注方法について

このことについて、中央市建設工事総合評価落札方式試行要領第 7 条第 1 項の規定に基づき、下記の工事の適用及び評価基準について意見を求めます。

記

1 対象工事及び工事内容 別紙のとおり (様式 1-1 号)

様式第 2 号(第 11 条関係)

第 号
年 月 日

学識経験を有する者 様

中央市長

⑨

総合評価落札方式に係る落札者の決定について

このことについて、中央市建設工事総合評価落札方式試行要領第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、下記の工事箇所に係る落札者の決定について意見を求めます。

記

- 1 総合評価対象箇所及び総合評価結果 別紙のとおり (様式 4-1 号)

様式第3号(第9条関係)

価格以外の評価に係る疑義について(照会)

年 月 日

中央市長 様

1 疑義のある者の住所氏名

住 所

(郵便番号

電話番号

)

商号又は名称

代表者名

㊞

2 疑義の対象となる工事等名・箇所名

工事(業務)名

工事(業務)箇所名

3 疑義のある事項

住 所
商号又は名称
代表者名 様

中央市長



価格以外の評価に係る疑義に対する回答

年 月 日付けで疑義があった件について、下記のとおり回答します。

記

1 疑義の対象とされた工事（業務）名・箇所名

工事（業務）名

工事（業務）箇所名

2 回答内容

※ 疑義のあった内容を認め、評価結果を修正します。

※ 疑義のあった内容については、次の理由のとおりです。

3 評価結果の公表

修正後の評価結果については、年 月 日に で公表します。